

ごみ処理 基本計画

令和3年3月







目 次

第1章 総 論	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の目標年次	2
第2章 ごみ減量化・資源化及び処理の現状と基本的課題	3
第1節 河南町の概要	4
1-1 自然環境	4
1-2 社会環境	5
第2節 ごみ処理の現状	7
2-1 ごみ処理の現況	7
2-2 ごみ排出量の状況	11
2-3 減量化・資源化の実態	12
2-4 ごみ処理経費	15
2-5 ごみ質の実態	16
第3節 ごみ処理における課題	18
3-1 家庭系ごみ減量化・資源化の推進	18
3-2 事業系ごみ減量化・資源化の推進	19
3-3 処理形態の整備	19
3-4 意識改革	19
第3章 計画の基本フレーム	21





第1節 将来人口	22
第2節 ごみ発生量の将来予測	22
2-1 もえるごみ	23
2-2 粗大ごみ	24
2-3 資源化物	25
第3節 ごみ減量化目標値の設定	26
3-1 減量化目標値の設定	26
3-2 減量化目標値	28
第4章 ごみ処理基本計画	31
第1節 基本方針	32
第2節 目標数値	33
第3節 処理体制	33
第4節 基本施策	34





総 論

第 1 章 総 論



第 1 節 計画策定の趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する最も身近な環境問題であるとともに、生活環境だけでなく、資源の枯渇等、今後の社会の存続にも大きく関わってくる問題です。3R（リデュース・リユース・リサイクル）や循環型社会という言葉も当たり前に使われるようになり、ごみを減量させること、資源を有効利用することの重要性が認識されつつあります。

国においても、「循環型社会形成推進基本法」が制定された平成 12 年度を起点として、リサイクル関連の各種法律が継続的に制定・改正されており、国を挙げて循環型社会の形成が進められています。最近では平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成のための基本方針が示されました。

このような背景のもと、本町においても、循環型社会形成の実現に向け、一般廃棄物の排出抑制、減量化、再資源化並びに適正処理を計画的に進めるため「河南町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するものです。

第 2 節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するもので、本町の区域内から発生する一般廃棄物の排出抑制、減量化、再資源化並びに適正処理について、長期的・総合的な方向性を示すものです。

このため本計画については、上位計画であります「大阪府循環型社会推進計画」や、「河南町まちづくり計画（令和 3 年 3 月）」等との整合を図り、本町における一般廃棄物処理についての具体的方向性を定める計画と位置付けます。

第 3 節 計画の目標年次

一般廃棄物処理基本計画は、環境省のごみ処理基本計画策定指針により、10～15 年の長期計画とし、概ね 5 年ごとに改訂することが適切であるとされています。

このため本計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 12 年度を目標年次とします。また、次回見直し年度を令和 7 年度としますが、大幅な変更、計画の前提となる諸条件の変動がない場合は、改訂しないものとします。

目標年次 令和 12 年



河南町のカナちゃん

第2章

ごみ減量化・資源化及び処理の現状と基本的課題

第2章 ごみ減量化・資源化及び

処理の現状と基本的課題

第1節 河南町の概要

1-1 自然環境

(1) 位置及び沿革

本町は、大阪府の南東部、奈良県に接する葛城山地の西向斜面地にあり、大阪市の中心部から約25km圏内に位置しています。町域は、東西6.7km、南北7.5kmに及び、面積25.26km²を有しています。地形は、標高300m以上の葛城山地が連なる山地部とその前面に位置する丘陵部、及び大和川支流の石川水系によって形成された平地部からなり、概ね東から西に向かう傾斜地をなしています。



図2-1 河南町の位置



(2) 気 候

気候は、瀬戸内式気候に属し、温暖ではあるものの、やや内陸性の特徴を有しています。

(3) 河 川

本町を流れる河川は、地形的にその全域が大和川水系に属しており、町内の河川は、すべて大和川水系の 2 次支川である梅川及び千早川を経て、1 次水系の石川に流入し、大和川に合流しています。

1-2 社会環境

(1) 人 口

本町の人口及び世帯数を表 2-1 に示します。令和元年度における本町の人口は、15,484 人であり、世帯数は 6,619 世帯となっています。

人口は減少傾向にあり、10 年間で 979 人減少しています。世帯数は増加傾向にあり、10 年間で 398 世帯増加しています。世帯人員は減少傾向にあり、10 年間で 0.31 人/世帯減少しています。

表 2-1 人口及び世帯数の推移 (各年度末 3 月 31 日現在)

年 度	人口 (人)			世帯数 (世帯)	1 世帯当たり 人員 (人)	人口密度 (人 /km ²)
	総 数	男	女			
平成 22 年度	16,463	8,038	8,425	6,221	2.65	651.7
平成 23 年度	16,362	7,975	8,387	6,263	2.61	647.7
平成 24 年度	16,260	7,936	8,324	6,318	2.57	643.7
平成 25 年度	16,133	7,875	8,258	6,357	2.54	638.7
平成 26 年度	15,941	7,773	8,168	6,343	2.51	631.1
平成 27 年度	15,829	7,706	8,123	6,392	2.48	626.6
平成 28 年度	15,767	7,642	8,125	6,442	2.45	624.2
平成 29 年度	15,732	7,649	8,083	6,525	2.41	622.8
平成 30 年度	15,576	7,619	7,957	6,569	2.37	616.6
令和元年度	15,484	7,561	7,923	6,619	2.34	613.0

(注) 住民基本台帳人口



（２）土地利用

本町は、東に葛城山地が連なり、これを背景に東から西に向けて緩やかな傾斜が続いています。町の東部は大半が山林で、田畑は西部に位置し、南から北へ帯状に延びて河内平野に連なっています。

葛城山系を源とする水越川は、千早川と合流して西部を流れ、梅川は中央を貫き北流し、石川を経て大和川に注いでいます。

土地利用は、面積の過半を山林が占め、農地、水面を加えて緑地系が４分の３を占めていますが、丘陵地において住宅団地が造成されています。また、小規模な開発による住宅地の形成もみられます。

（３）都市計画

本町は町全域が都市計画区域となっており、市街化区域は約 248ha、市街化調整区域は約 2,278ha、合計 2,526ha です。

（４）産 業

本町では、大消費地近郊という恵まれた立地をいかした都市近郊農業が発展してきました。道の駅かなんでは、地場産業にこだわった新鮮な野菜や果物、加工品が大変な人気となっています。

南阪奈道路や国道 309 号などの広域幹線道路による交通アクセスや地域資源を活かし、新産業や新たなブランドの創出など、産業の強化、育成が必要となっています。

（５）交 通

本町は、大阪都市圏の中心である大阪市から約 25km の距離にあるという地理的条件を最大限に活用できるよう、大阪南部高速道路の実現や府道・町道の整備の促進など、交通網の改善を進めるとともに、高齢化社会のさらなる進行等に備えて、地域公共交通の改善など、公共交通機関の整備にも取り組んでいます。

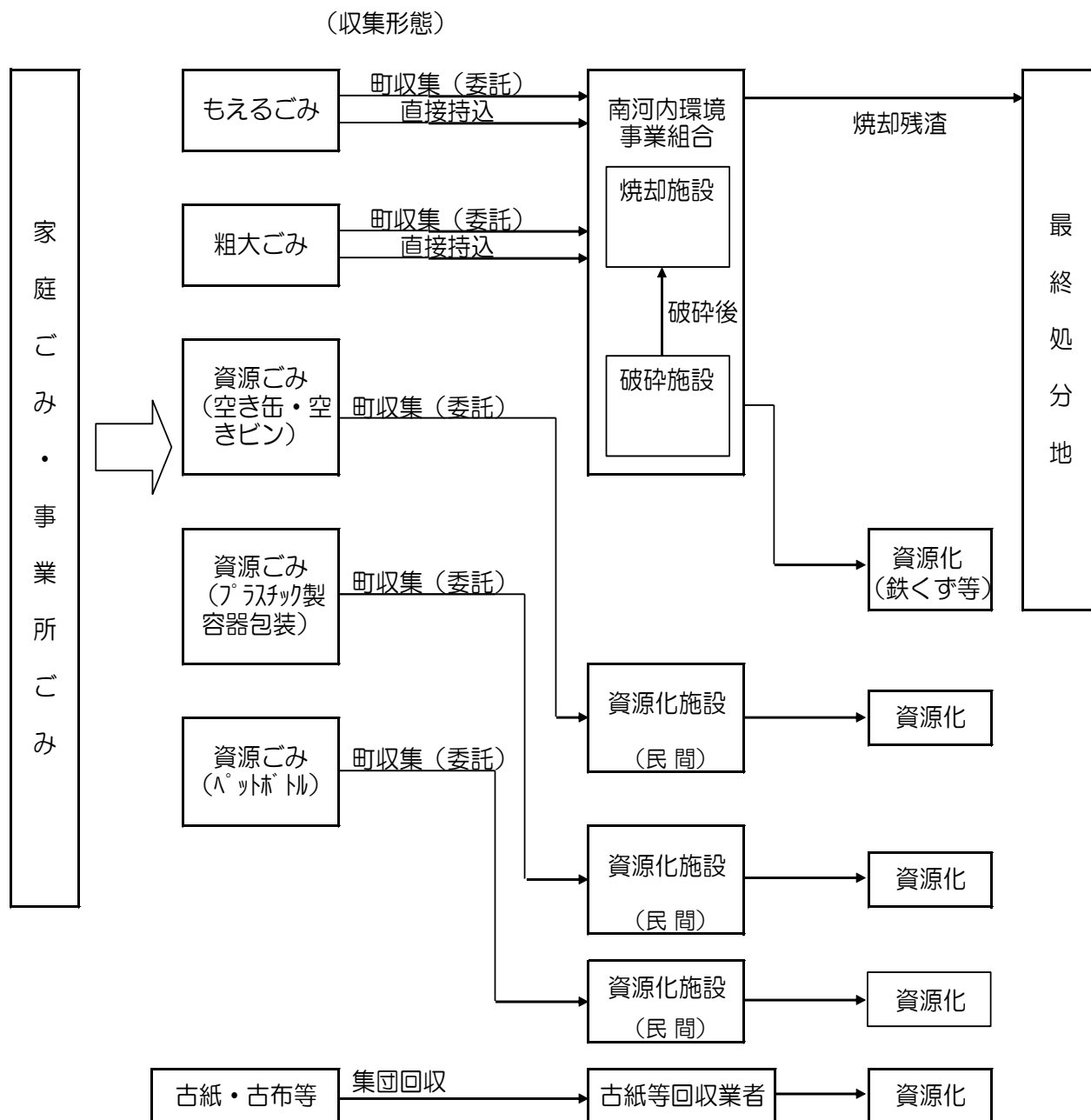
第2節 ごみ処理の現状

2-1 ごみ処理の現況

(1) ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは、図 2-2 に示すとおりです。

図 2-2 ごみ処理フロー





（２）収集運搬状況

本町は、行政区域全域をごみ収集区域としており、委託による収集を行っています。一般家庭から排出されるごみは、「もえるごみ」、「粗大ごみ」及び「資源ごみ」に分別し、このうち「資源ごみ」は「空き缶・空きビン」、「ペットボトル」及び「プラスチック製容器包装」に細分別しており、全体で５分別となっています。また、古紙や古布類については、集団回収による資源回収を行っています。

なお、事業所から排出されるごみについては、家庭系とは別系統で収集・運搬を行っています。家庭ごみの分別形態は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 分別形態

分別区分	ごみの種類
もえるごみ	生ごみ類、紙くず類、小型プラスチック類、皮革類、その他
粗大ごみ	家具類、家電製品類、ガラス類、せともの類、その他
資源ごみ	空き缶、空きビン
	ペットボトル
	プラスチック製容器包装
	（ボトル、カップ、トレイ、発砲スチロール容器、パック、袋）

① もえるごみ・粗大ごみ

町内全域を業者委託により収集しており、もえるごみは、ステーション及び戸別収集により毎週２回の収集を行い、粗大ごみは、ステーション収集により月１回の収集サイクルで実施し、南河内環境事業組合に搬入しています。

② 資源ごみ

ア) 空き缶・空きビン

毎月１回、委託業者が収集し、民間の資源化施設へ搬入しています。

イ) ペットボトル・プラスチック製容器包装

毎月２回、委託業者が収集し、民間の資源化施設へ搬入しています。

③ 集団回収

町内に組織している自治会や子供会などの各種団体が、再資源化できる有価物を定期的に集団回収し、再資源回収業者に引き渡しています。町では、ごみの減量と資源の有効利用を推進するため、回収量に対して奨励金を交付しています。



(3) 中間処理状況

① もえるごみ・粗大ごみ

もえるごみ及び粗大ごみの処理については、南河内環境事業組合の第 1 清掃工場で行っています。組合施設内の焼却ごみ処理施設の処理能力は、300t/24h で、昭和 45 年度から稼働し、施設の老朽化に伴い、昭和 60 年度に建替えを行いました。また、破碎ごみ処理施設は、粗大ごみを破碎処理した後、有価物を選別資源化し、残りはすべて焼却処理しています。第 1 清掃工場については、公害防止面でのダイオキシン類の更なる抑制強化と適正な運転及び施設の延命を図るため、基幹的設備整備工事も行われています。

南河内環境事業組合中間処理施設の概要は、表 2-3 及び表 2-4 に示すとおりです。

表 2-3 南河内環境事業組合中間処理施設の概要（第 1 清掃工場）

名 称	第 1 清掃工場	
所 在 地	富田林市大字甘南備 2345 番地	
敷 地 面 積	12,056.72 m ²	
延 床 面 積	9,269.33 m ²	
施 設	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
着 工	昭和 57 年 7 月 23 日	昭和 60 年 8 月 22 日
竣 工	昭和 60 年 7 月 30 日	昭和 61 年 3 月 31 日
処 理 方 法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
ピット容量	ごみ 3,225 m ³ 灰 350 m ³	破碎ごみ 1,497 m ³
処 理 能 力	300t/24h (150t/24h×2 基)	回転式 50t/5h 1 基

表 2-4 南河内環境事業組合中間処理施設の概要（第 2 清掃工場）

名 称	第 2 清掃工場	
所 在 地	河内長野市日野 1564-3	
敷 地 面 積	121,314.41 m ²	
延 床 面 積	11,623.99 m ²	
施 設	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
着 工	平成 9 年 8 月 28 日	
竣 工	平成 12 年 3 月 31 日	
処 理 方 法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式・剪断式
ピット容量	ごみ 3,000 m ³ 灰 180 m ³	破碎ごみ 500 m ³
処 理 能 力	190t/24h (95t/24h×2 基)	回転式 30t/5h 1 基 剪断式 5t/5h 1 基

② 資源ごみ

資源化物として回収した空き缶・空きビン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、民間の資源化（中間処理）施設に委託し、選別処理をしています。資源化物はすべて再生業者に引き渡し、資源化されます。

（４）最終処分場の状況

もえるごみ及び粗大ごみから有価物を選別回収後の焼却残渣は、南河内環境事業組合が広域臨海環境整備センター法に基づく大阪湾圏域広域処分場整備センター（フェニックス）と委託契約を締結し、埋立処分しています。

2-2 ごみ排出量の状況

本町の平成27年度から令和元年度までの各ごみ排出量の推移は、表2-5に示すとおりです。

表2-5 ごみの排出量の推移

区分 \ 年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画収集人口（人）		15,829	15,767	15,732	15,576	15,484
年 排 出 量 (t/年)	もえるごみ	3,907	3,952	3,930	3,934	3,811
	計画収集分	3,662	3,622	3,613	3,612	3,474
	(うち 事業系)	(842)	(838)	(824)	(830)	(806)
	直接搬入分	245	330	317	322	337
	粗大ごみ	689	704	720	887	848
	計画収集分	661	653	675	833	760
	直接搬入分	28	51	45	54	88
	資源ごみ	215	215	211	208	200
	空き缶	33	32	31	31	32
	空きビン	80	81	76	66	59
	ペットボトル	35	33	34	37	38
	プラスチック製容器包装	67	69	70	74	71
	集団回収	645	620	592	557	528
	古紙	591	567	541	507	473
	古布	54	53	51	50	55
排出量総計		5,456	5,491	5,453	5,586	5,387
原 単 位 (g/人・日)	もえるごみ	676	686	684	692	674
	計画収集分	634	629	629	635	614
	直接搬入分	42	57	55	57	60
	粗大ごみ	119	122	126	156	150
	計画収集分	114	113	118	147	134
	直接搬入分	5	9	8	9	16
	資源ごみ	38	38	36	39	35
	空き缶	6	6	5	5	5
	空きビン	14	14	13	14	10
	ペットボトル	6	6	6	7	7
	プラスチック製容器包装	12	12	12	13	13
	集団回収	111	108	103	98	94
	古紙	102	99	94	89	84
	古布	9	9	9	9	10
総排出量 1人1日当たり		944	954	949	985	953

※1 事業系の排出量については、もえるごみの内数。

※2 人口は、住民基本台帳人口（各年度3月31日現在）

2-3 減量化・資源化の実態

本町の平成27年度から令和元年度までの各ごみ排出量の推移は、表2-5に示すとおりです。

(1) 資源化物の分別収集

資源化の推移は、表2-6に示すとおりです。

表2-6 資源化物の推移

(単位：t)

	町主体の取り組みによる資源化物 (資源化物分別収集資源化量)				住民主体の取り組み による資源化物		合計
	空き缶	空きビン	ペットボトル	プラスチック製容器	古紙類	古布	
平成27年度	33	80	35	67	591	54	860
平成28年度	32	81	33	69	567	53	835
平成29年度	32	76	34	70	541	51	804
平成30年度	31	66	37	74	507	50	765
令和元年度	32	59	38	71	473	55	728

(2) 有価物集団回収

各家庭から排出されるごみのうち、新聞紙・雑誌・段ボール・紙パックの古紙類及び古布等の有価物の集団回収については、町会、自治会、子供会、老人会等の団体に対し、平成2年度から奨励金を交付し、集団回収を実施しています。回収量の推移を表2-7に示します。

表2-7 有価物回収実績の推移

(単位：t)

	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	古布	計	奨励金 (円/kg)	団体数
平成27年度	303	182	105	1	54	645	4	30
平成28年度	286	177	103	1	53	620	4	30
平成29年度	267	170	103	1	51	592	4	30
平成30年度	243	159	104	1	50	557	4	30
令和元年度	221	150	101	1	55	528	3	30

(3) シール制度の導入

平成 6 年 2 月の組合議会における「ゴミの排出と処理に関する南河内非常事態宣言」をうけ、ごみの減量化・資源化を図るため、平成 8 年 2 月から当時の構成 7 市町村による統一した取り組みとしてごみシール制を導入しました。

ごみシール制とは、表 2-8 及び表 2-9 に示すとおり、世帯の人数に応じて各家庭へ無料シールを配布し、無料シールがなくなれば有料シールを購入する制度です。また、表 2-10 にシール売払状況を示します。

表 2-8 シール制度概要（もえるごみ）

もえるごみ専用（無料）シール	年間配布枚数（枚）
1 人 ～ 2 人 世 帯	110
3 人 ～ 4 人 世 帯	220
5 人 ～ 6 人 世 帯	280
7 人 以 上 世 帯	340

表 2-9 シール制度概要（粗大ごみ）

粗大ごみ専用（無料）シール	年間配布枚数（枚）
全世帯共通（人数に関係なく）	36

表 2-10 シール売払状況

年 度	売払枚数（枚）				売払金額（円）			
	30 ㍻用	45 ㍻用	粗大	計	30 ㍻用	45 ㍻用	粗大	計
平成 23 年度	2,561	2,752	66	5,379	128,050	275,200	33,000	436,250
平成 24 年度	3,093	2,947	61	6,101	154,650	294,700	30,500	479,850
平成 25 年度	3,206	3,161	38	6,405	160,300	316,100	19,000	495,400
平成 26 年度	3,636	3,619	95	7,350	181,800	361,900	47,500	591,200
平成 27 年度	3,733	3,150	91	6,974	186,650	315,000	45,500	547,150
平成 28 年度	4,260	3,555	254	8,069	213,000	355,500	127,000	695,500
平成 29 年度	3,607	4,044	187	7,838	180,350	404,400	93,500	678,250
平成 30 年度	4,342	4,080	223	8,645	217,100	408,000	111,500	736,600
令和元年度	4,146	4,471	208	8,825	207,300	447,100	104,000	758,400

(4) 生ごみの堆肥化による減量

① 生ごみ堆肥化容器（コンポスト）貸与制度

生ごみを堆肥化するコンポストの普及を図るため、昭和 62 年度からモニター制度からスタートしました。表 2-11 にコンポスト貸与状況を示します。

表 2-11 コンポスト貸与状況

年 度	基 数	年 度	基 数
昭和 62 年度～平成 15 年度	1,015	平成 24 年度	7
平成 16 年度	5	平成 25 年度	9
平成 17 年度	16	平成 26 年度	9
平成 18 年度	13	平成 27 年度	7
平成 19 年度	13	平成 28 年度	6
平成 20 年度	24	平成 29 年度	12
平成 21 年度	15	平成 30 年度	7
平成 22 年度	19	令和元年度	13
平成 23 年度	15	計	1,205

② 生ごみボカシ容器貸与制度

ボカシ菌を利用した生ごみの堆肥化を進めるため、生ごみボカシ容器の無償貸与制度を平成 6 年度から実施しています。表 2-12 に生ごみボカシ容器貸与状況を示します。

表 2-12 生ごみボカシ容器貸与状況

年 度	基 数	年 度	基 数
平成 6 年度～平成 15 年度	2,150	平成 24 年度	31
平成 16 年度	42	平成 25 年度	22
平成 17 年度	22	平成 26 年度	34
平成 18 年度	11	平成 27 年度	24
平成 19 年度	14	平成 28 年度	14
平成 20 年度	58	平成 29 年度	9
平成 21 年度	36	平成 30 年度	10
平成 22 年度	42	令和元年度	25
平成 23 年度	24	計	2,568

③ 生ごみ処理機購入補助金交付事業

生ごみを家庭で処理する生ごみ処理機の普及を図るため、平成 11 年度から生ごみ処理機購入補助金交付事業を実施していましたが、申請件数の減少等により令和元年度末をもって事業を廃止しました。表 2-13 に生ごみ処理機補助状況を示します。

表 2-13 生ごみ処理機補助状況

年 度	件 数	補助金額（円）
平成 11 年度～平成 26 年度	245	7,289,000
平成 27 年度	2	54,900
平成 28 年度	1	26,000
平成 29 年度	2	60,000
平成 30 年度	0	0
令和元年度	4	88,000
計	254	7,517,900

2-4 ごみ処理経費

ごみを収集、運搬、処理及び処分等に要した経費は、令和元年度 197,156 千円、住民一人当たり年間 12,733 円、ごみ 1t 当り 36,599 円となります。うち、ごみを処理及び処分するために要した経費（南河内環境事業組合負担金）については令和元年度 93,160 千円、ごみ 1t 当り 19,996 円となります。

表 2-14 ごみ処理経費の推移

年度	人 口 (人)	ごみ処理費 (円)	1 人当り の処理費 (円/人)	総排出量 (t)	1t 当りの 処理費 (円/t)	うち 組合負担金 (円)	組 合 処理量 (t)	1t 当たり の組合 処理費 (円/t)
	①	②	②÷①	③	②÷③	④	⑤	④÷⑤
平成 27 年度	15,829	196,496,411	12,414	5,457	36,008	90,268,000	4,596	19,641
平成 28 年度	15,767	194,353,730	12,327	5,490	35,401	89,762,000	4,656	19,279
平成 29 年度	15,732	197,337,471	12,544	5,453	36,189	91,968,000	4,650	19,778
平成 30 年度	15,576	195,438,310	12,547	5,586	34,987	90,495,000	4,821	18,771
令和元年度	15,484	197,156,392	12,733	5,387	36,599	93,160,000	4,659	19,996



2-5 ごみ質の実態

(1) もえるごみ

もえるごみのごみ質は、表 2-15 に示すとおり、総量の 41.4%を紙・布類が占めており、24.4%をビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が占めています。

表 2-15 もえるごみ分析結果（第 1 清掃工場）

項 目		測定結果（％）
も え る ご み	紙・布類	41.4
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	24.4
	木・竹・わら類	13.5
	厨芥類	12.2
	不燃物類	2.4
	その他	6.1
単位容積重量		192 kg/m ³
三 成 分	水分	52.8
	可燃分	42.2
	灰分	5.0

資料：令和元年度南河内環境事業組合データを使用



(2) 粗大ごみ

粗大ごみのごみ質は、表 2-16 に示すとおり、総量の 28.4%を金属・家電製品が占めており、27.5%を繊維類が占めています。

表 2-16 粗大ごみ分析結果（第 1 清掃工場）

項 目	測定結果（％）
金属・家電製品	28.4
繊維類	27.5
紙類	17.2
木製品・家具廃材	16.7
合成樹脂類	8.6
ガラス類	1.1
陶器類	0.3
缶類	0.1
その他	0.1

資料：令和元年度南河内環境事業組合データを使用



第3節 ごみ処理における課題

3-1 家庭系ごみ減量化・資源化の推進

(1) シール制

現在、ごみのシール制は家庭系ごみを対象に導入し、一定量を超えた分については、有料ごみシールを販売して排出量の抑制を行なっています。

(2) 減量化の推進

ごみの発生そのものを抑制していくために、使い捨て主体のライフスタイルから「不必要なものは購入しない、ものを大切に使う」などの意識変革が求められます。

ごみの減量化を推進するためには、住民・事業者・行政が一体となって発生抑制により一層取り組む必要があります。

(3) 資源化の推進

本町では、資源ごみは平成 15 年 4 月からプラスチック製容器包装を加えた 3 区分による分別収集を行い、古紙等の有価物については自治会や子供会などが集団回収を行っています。令和元年度の総ごみ発生量のうち 13.5%は資源として回収していますが、今後、循環型社会を目指すためには、ごみの排出量を抑制するとともに排出されたごみについても、できるかぎり資源化を図ることが望まれ、ごみの発生を抑制する「リデュース (Reduce)」、ものを繰り返し再利用する「リユース (Reuse)」及び資源として再生使用する「リサイクル (Recycle)」の 3R を基本に、資源を大切に、環境に極力負担をかけないライフスタイルを実現する必要があります。

また、平成 13 年 4 月から施行されている家電リサイクル法の対象品目である「テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン」の円滑な再商品化の推進や、容器包装リサイクル法の対象品目については、広報・ホームページで啓発していますが、今後も継続的に周知していく必要があります。

パソコン及び小型家電については、平成 30 年 10 月に宅配便回収を開始しました。

なお、分別収集の拡大は、排出者（住民）の負担や処理経費の増加も懸念されるため、これらに配慮した方策を検討する必要があります。



（４）拠点回収

リサイクルの推進を図るため、平成 30 年 6 月に携帯電話・スマートフォン、令和 2 年 1 月に小型充電式電池及び令和 2 年 3 月に使用済みインクカートリッジの拠点回収用ボックスを庁舎内に設置しました。今後、資源物の回収率を上げるために、啓発活動を行う必要があります。

（５）地域の自主的なリサイクル活動への支援

本町では、有価物集団回収奨励金交付制度の推進を行っていますが、今後も住民の自主的なリサイクル活動の促進を図っていく必要があります。

3-2 事業系ごみ減量化・資源化の推進

（１）減量化・資源化の推進

事業系ごみについても、家庭系ごみと同様に減量化・資源化の取り組みが必要となっています。事業者によるごみの排出抑制を促進させる方策や資源ごみの分別の徹底などについて検討していく必要があります。

3-3 処理形態の整備

（１）収集運搬

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法等、国の資源化物対策の動向により、収集運搬体制の見直しを検討する必要があります。

（２）中間処理施設

南河内環境事業組合の第 1 清掃工場で焼却・破碎処理を行っており、基幹的施設整備工事が行われています。今後も、組合と構成 6 市町村での連携を図り、施設の更新等も視野に入れた計画を策定する必要があります。

（３）最終処分場

大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託処分していますが、埋立容量には限りがあることから、ごみの排出抑制や再資源化の促進と併せ、今後とも焼却残渣の適切な処理を行っていく必要があります。



3-4 意識改革

(1) 住民・事業者・行政の責務の明確化

地球環境問題の中のひとつにごみ問題があり、生活様式の多様化や利便性の向上によるごみ量が増えつつける中、環境保全・資源保護の観点から、減量化のための発生抑制やリサイクルを優先し、いかにごみを出さないかが最も重要な課題といえます。

ごみの排出については、最終的には個人のモラルにかかる問題ですが、そのモラル向上にむけて、住民・事業者・行政の三者の連携を強化していくとともに、具体的な取組みを展開していくことが必要となっています。

特に行政としては、住民や事業者の自主性を尊重しつつ、住民や事業者を環境にやさしい行動へ誘導するとともに、活動の育成や支援を図っていくことが重要と思われます。



河南町のカナちゃん

第3章

計画の基本フレーム

第3章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口

本町では、行政区域全域をごみ収集区域としており、行政区域内人口が計画収集人口となります。

将来人口予測は、令和3年度を初年度として策定されました「河南町まちづくり計画」の将来人口予測によって行うこととします。

本町の人口は、新たな市街地の形成により一定の増加を示していますが、今後、将来像の実現をめざし、令和7年度の目標人口を約15,100人とし、令和12年度の目標人口（参考値）を約14,700人と設定します。

第2節 ごみ発生量の将来予測

ごみの発生量の将来予測項目は、①もえるごみ原単位、②粗大ごみ原単位、③資源化物原単位とします。

予測手法は、平成24年度から令和元年度までの1人1日に排出する各ごみ排出量の原単位から将来予測を行うこととします。

表3-1にごみ処理排出量の推移を示します。なお、この表は人口が増えた場合の将来予想値を示します。

表3-1 年度別ごみ処理排出量 (単位：t)

年度	収集人口 (人)	南河内環境事業組合処理量			資源ごみ ②	集団回収 ③	総排出量 ① + ② + ③
		もえる ごみ	粗大 ごみ	小計 ①			
平成24年度	16,260	3,665	835	4,500	221	781	5,502
平成25年度	16,133	3,778	880	4,658	212	728	5,598
平成26年度	15,941	3,616	738	4,354	212	671	5,237
平成27年度	15,829	3,907	689	4,596	215	645	5,456
平成28年度	15,767	3,952	704	4,656	215	620	5,491
平成29年度	15,732	3,930	720	4,650	211	592	5,453
平成30年度	15,576	3,934	887	4,821	208	557	5,586
令和元年度	15,484	3,811	848	4,659	200	528	5,387
令和7年度	15,100	3,985	816	4,801		535	5,336
令和12年度	14,700	4,062	842	4,904		381	5,285

2-1 もえるごみ

もえるごみは、1人1日当たり排出量（排出量原単位）を予測して将来のごみ排出量とします。

本町のもえるごみは、平成8年2月から実施しているシール制度の影響により、ごみ量が減少、横這い傾向でありましたが、近年微増傾向にあります。

シール制度を継続していくものとして、将来の予測を行うこととします。最小自乗法の近似式による各推計計算より将来予測しますと図3-1に示すとおりです。

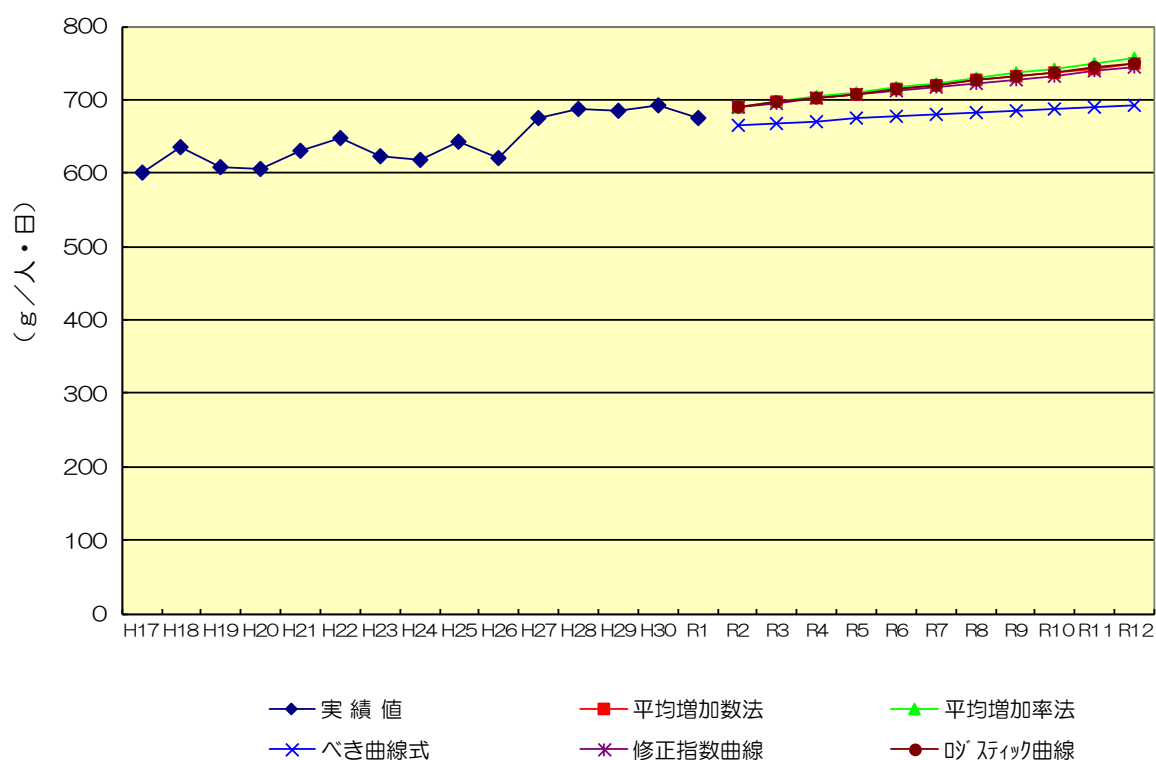


図3-1 もえるごみ1人1日当たり排出量の予測

表3-2 各推計結果

	平均増加数法	平均増加率法	べき曲線式	修正指数曲線	ロジスティック曲線
令和7年値 (g/人・日)	720	723	680	717	720
令和12年値 (g/人・日)	749	757	693	744	750

※相関係数をもっとも1.0に近い数式は、平均増加率法です。

2-2 粗大ごみ

粗大ごみは、シール制度等の効果が顕著でなく、ほぼ毎年、増加傾向にあります。

増加については、生活スタイルの変化も要因のひとつと思われます。

今後については、ごみの減量PRをより一層していくものとして、将来の予測を行うこととします。最小自乗法の近似式による各推計計算より将来予測しますと、図3-2に示すとおりです。

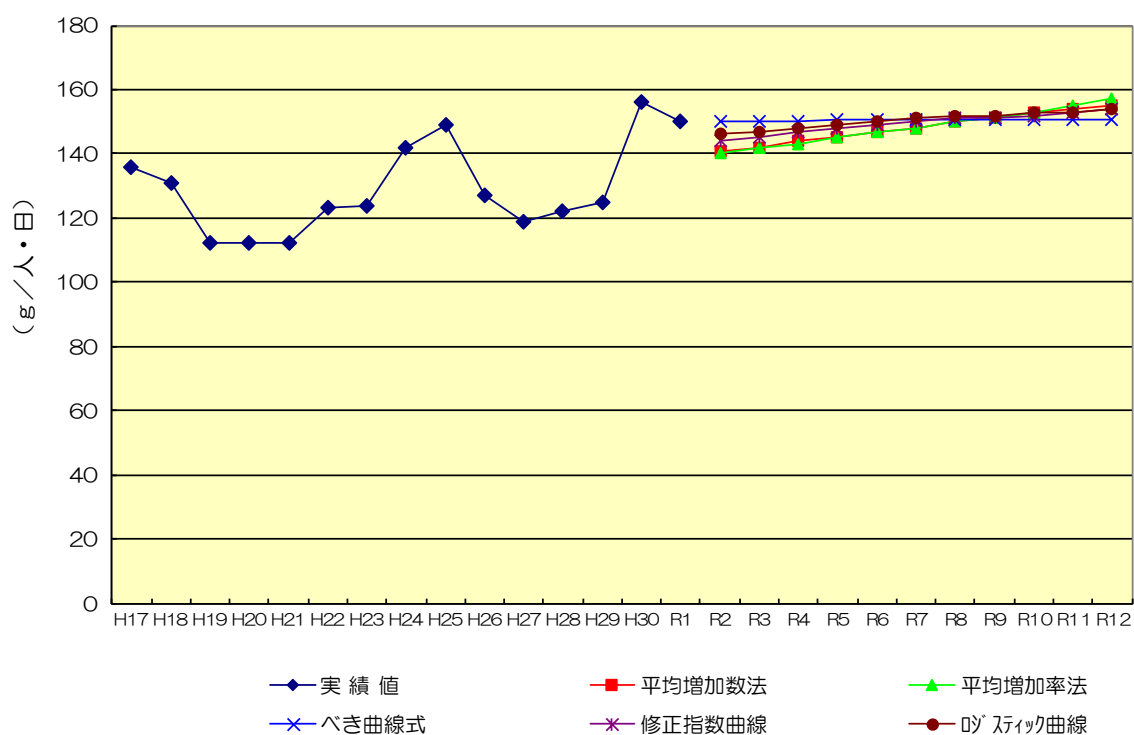


図3-2 粗大ごみ1人1日当たり排出量の予測

表3-3 各推計結果

	平均増加数法	平均増加率法	べき曲線式	修正指数曲線	スティック曲線
令和7年値 (g/人・日)	148	148	151	150	151
令和12年値 (g/人・日)	155	157	151	154	154

※相関係数がもっとも1.0に近い数式は、平均増加率法です。

2-3 資源化物

資源化物の将来予測は、個々の品目を行うのではなく、「空き缶・空きビン」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「牛乳パック」、「古紙・段ボール」等分別区分すべての総合計によって行うこととします。

資源化物は、現在の分別収集を行なって、啓発強化をしていくものとして、将来の予測を行うこととします。最小自乗法の近似式による各推計計算より将来予測しますと図3-3に示すとおりです。

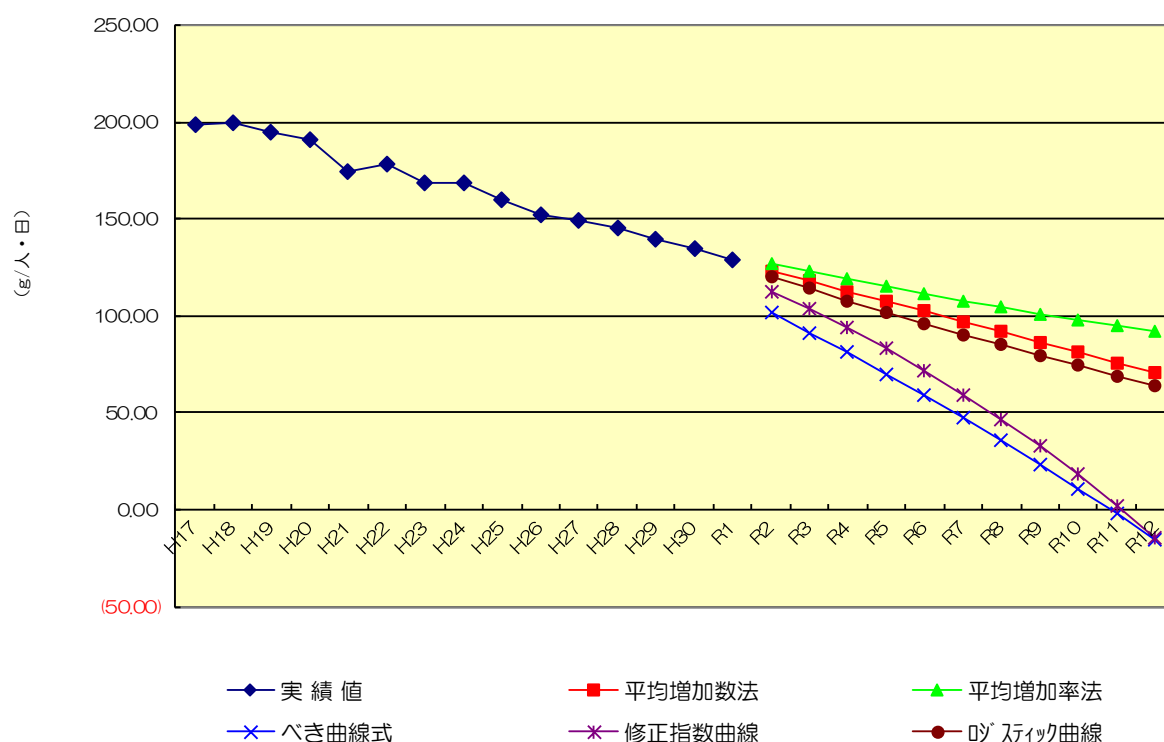


図3-3 資源化物排出量の予測

表3-4 各推計結果

	平均増加数法	平均増加率法	べき曲線式	修正指数曲線	ㇿスティック曲線
令和7年値 (g/人・日)	97	108	47	60	90
令和12年値 (g/人・日)	71	92	-15	-15	64

※相関係数をもっとも1.0に近い数式は、平均増加数法です。

第3節 ごみ減量化目標値の設定

3-1 減量化目標値の設定

減量化とは、発生抑制量と資源化物の量を合わせたものです。減量化目標値の設定にあたっては、もえるごみと粗大ごみを対象に目標値を設定します。

なお、減量化目標として、令和7年度を中間目標年度と位置付けますが、大幅な変更がない限り改訂しないものとし、最終目標年度は令和12年度とします。

$$\text{減量化目標率（\%）} = \frac{\text{発生抑制量}}{\text{総ごみ発生量}} \times 100$$

$$\text{資源化目標率（\%）} = \frac{\text{資源化物量}}{\text{総ごみ発生量}} \times 100$$

（1）もえるごみ減量化目標値

生ごみの減量化及び分別収集の徹底により、使い捨て主体のライフスタイルから21世紀型の資源循環型への意識改革等による排出抑制を行い、最終目標である令和12年度にはもえるごみ減量化目標率を7%とし、減量後原単位を704.0g/人・日とします。

もえるごみの減量化目標値は表3-5に示すとおりです。

表3-5 もえるごみ減量化目標値

項 目			令和元年度 実 績	令和7年度 中間目標値	令和12年度 最終目標値
原単位①		g/人・日	674.0	723.0	757.0
減量化目標値②		g/人・日	-	36.2	53.0
内 訳	発生抑制量	g/人・日	-	27.2	40.4
	もえるごみ中の資源化物量	g/人・日	-	9.0	12.6
減量後原単位（①－②）		g/人・日	674.0	686.8	704.0
減量化目標率（②／①）×100		%	-	5.0	7.0

(2) 粗大ごみ減量化目標値

粗大ごみの分別形態としては、せともの類・ガラス類・家具類・家電製品類（家電リサイクル法対象品を除く）が含まれています。しかしながら、家電リサイクル法が施行されているため、今後粗大ごみの排出量は徐々に減量化が進むものと思われます。

また、意識改革等による発生抑制・再利用を行い、最終目標である令和 12 年度には粗大ごみの減量化目標率を 7%とし、減量後原単位を 146.0 g / 人・日とします。

粗大ごみの減量化目標値は表 3-6 に示すとおりです。

表 3-6 粗大ごみの減量化目標値

項 目		令和元年度 実 績	令和 7 年度 中間目標値	令和 12 年度 最終目標値
原単位①		g / 人・日	150.0	148.0
減量化目標値②		g / 人・日	-	7.4
内訳	発生抑制量	g / 人・日	-	3.2
	粗大ごみ中の資源化物量	g / 人・日	-	4.2
減量後原単位（①－②）		g / 人・日	150.0	140.6
減量化目標率（②／①）×100		%	-	5.0

3-2 減量化目標値

21 世紀における資源循環型社会の構築を目指すため、今後予定されます新たな施策の導入による変動を勘案しながら、その実現に向けて目標値を設定していきます。

もえるごみと粗大ごみの減量化目標値（令和 7 年度で 5%、令和 12 年度で 7%）及び資源化物の将来予測値から算出した発生抑制量と資源化物量は、表 3-7 及び表 3-8 に示すとおりです。これら数値から、計画目標年度である令和 12 年度の総ごみ発生量に対する減量化目標率は、現況（令和元年値）の 5%とします。また資源化目標率は、中間年度の令和 7 年度で 12%、最終目標年度の令和 12 年度で 10%と設定します。

表 3-7 減量化中間目標値（令和 7 年度）

	減量化前		減量化量						減量化後	
			発生抑制量		ごみの中の資 源化物量		小計			
	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)
もえるごみ	674	10.18	27.2	0.41	9.0	0.14	36.2	0.55	686.8	10.37
粗 大 ご み	150	2.27	3.2	0.05	4.2	0.06	7.4	0.11	140.6	2.12
小 計	824	12.45	30.4	0.46	13.2	0.20	43.6	0.66	827.4	12.49
資 源 化 物	129	1.95	－	－	97.1	1.47	97.1	1.47	97.1	1.47
合 計	953	14.40	30.4	0.46	110.3	1.67	140.7	2.13	924.5	13.96

※計画収集人口は、15,100 人とします。

減量化目標率（%）＝発生抑制量／総ごみ発生量（減量化前）×100

＝0.46÷14.40×100

＝3.19

≒3%

資源化目標率（%）＝資源化物量／総ごみ発生量（減量化後）×100

（リサイクル率）＝1.67÷13.96×100

＝11.96

≒12%



表 3-8 減量化計画目標値（令和 12 年度）

項目	減量化前		減量化量						減量化後	
			発生抑制量		ごみの中の資源化物量		小計			
	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)	原単位 (g/人日)	日排出量 (t/日)
もえるごみ	674	9.91	40.4	0.59	12.6	0.19	53.0	0.78	704.0	10.35
粗 大 ご み	150	2.21	5.1	0.07	5.9	0.09	11.0	0.16	146.0	2.15
小 計	824	12.12	45.5	0.66	18.5	0.28	64.0	0.93	850.0	12.50
資 源 化 物	129	1.90	－	－	70.7	1.04	70.7	1.04	70.7	1.04
合 計	953	14.02	45.5	0.66	89.2	1.32	134.7	1.98	920.7	13.54

※計画収集人口は、14,700 人とします。

$$\begin{aligned}
 \text{減量化目標率（\%）} &= \text{発生抑制量} / \text{総ごみ発生量（減量化前）} \times 100 \\
 &= 0.66 \div 14.02 \times 100 \\
 &= 4.71 \\
 &\div 5\%
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{資源化目標率（\%）} &= \text{資源化物量} / \text{総ごみ発生量（減量化後）} \times 100 \\
 \text{（リサイクル率）} &= 1.32 \div 13.54 \times 100 \\
 &= 9.75 \\
 &\div 10\%
 \end{aligned}$$





第4章

河南町のカナちゃん

ごみ処理基本計画

第4章 ごみ処理基本計画



第1節 基本方針

物質的な豊かさをもたらした大量生産・大量消費の経済社会は、大量廃棄型の社会をもたらし、その結果、大量に発生するごみが環境問題や社会問題を生じさせています。

このような状況から抜け出すために、これまでの社会経済活動や生活様式を見直し、「ごみの発生を抑制する」、「資源として再利用する」及び「ごみは適正に処理する」を基本とする天然資源の消費の抑制と環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することが強く求められています。

これらのことを前提に、以下の4つの基本方針を設定し、基本方針に基づいて基本計画を策定します。

○ ごみの発生を抑制する

ごみを出さないための意識付けや、ごみにしないための方策を進めます。

○ ごみの資源化を推進する

ごみとして出されたものから可能な限りの資源回収を行い、ごみの資源化を推進します。

○ ごみの適正処理を図る

ごみの種類に応じた効率的かつ適正な処理を図ります。

○ 住民・事業者・行政の連携による取り組み

生産から流通、消費及び廃棄に至るそれぞれの段階で廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を進めるため、住民・事業者・行政が連携・協力し、ごみの減量や資源の有効活用に取り組みます。

第2節 目標数値

基本方針に基づいて、今後施策を展開していきますが、この計画をより実効性のあるものとするため、減量化率及び資源化率の具体的な目標数値を設定します。

表 4-1 に目標数値を示します。

表 4-1 目標数値

区 分		現 状 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	計画目標 (令和 12 年度)
計画収集人口 (人)		15,484	15,100	14,700
1 人 1 日 当 り ごみ排出量 (g/人・日)	もえるごみ	674	687	704
	粗 大 ご み	150	141	146
	資 源 化 物	129	97	71
1 日 当 り ご み 排 出 量 (t/日)		14.76	13.96	13.54
減量化率 (%)		-	3	5
資源化率 (%)		-	12	10

第3節 処理体制

本町におけるごみ処理体制は、現行を踏襲するものとし、表 4-2 に示すとおりとします。

なお、現行の体制で不都合が生じる場合は、適正な処理体制について検討していきます。

表 4-2 処理体制

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ		委 託	組 合	委託 (大阪湾広域臨海環 境整備センター)
粗大ごみ				
資源ごみ	空き缶・空きビン		委 託	
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装			



第4節 基本施策

4つの基本方針に基づき、以下に示す取り組みについて実践します。

ごみの発生を抑制する

◇意識改革

- ・広報・啓発活動の推進

ごみの減量化・リサイクルに対する住民や事業者の意識を高めるため、広報・啓発活動をより一層推進します。

- ・環境教育の推進

ごみ処理施設や再資源化施設の見学会などを通じて、ごみの排出抑制や再資源化に関する意識の高揚を図ります。

◇発生抑制

- ・調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす

国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元（2019）年法律第19号）」（食品ロス削減推進法）が令和元（2019）年5月31日に公布、令和元（2019）年10月1日に施行され、食品ロスの削減を総合的に推進する必要があります。

まだ食べることができるのに捨てられている食べ物を「食品ロス」といいます。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らし環境面や家計面にとってもプラスになるような取り組みを住民、事業者それぞれができるところから進めます。行政はその取り組みを推進するために、住民、事業者への情報提供を図るとともに、啓発活動を通じて、食品ロス削減意識の向上に努めます。また、生ごみを排出する時の水切りの徹底を普及啓発します。

- ・事業所ごみの減量

事業所ごみの減量及び適正処理を図るため、多量排出事業者に減量化計画書の提出を義務付け、排出抑制に関する意識の向上を図ります。

- ・簡易包装・マイバッグの普及促進

身近で手軽に始められるごみ減量施策として、簡易包装・マイバッグの普及促進を図ります。

- ・家庭ごみの有料化

国の方針に基づき、組合構成市町村と連携のうえ、家庭ごみの有料化を検討します。



◇再使用・再生利用

- ・リサイクルひろば

各家庭で不用となった物品で、再使用が可能なものについて情報提供の場となる、リサイクルひろばについて検討します。

- ・グリーン購入の推進

庁内で使用する事務用品等について、グリーン購入を推進するとともに、グリーン購入の意義を住民や事業者を理解してもらうよう啓発に努めます。

ごみの資源化を推進する

◇住民が進めるリサイクル

- ・分別排出の徹底

ごみの再資源化をより一層促進するため、資源ごみの分別排出について住民に協力を求め、資源化を推進します。

- ・リサイクル活動の促進

子供会や自治会などが実施する集団回収への奨励金交付制度を継続することにより、ごみの減量と資源の有効利用を促進します。

◇事業者が進めるリサイクル

- ・自己責任によるリサイクルの促進

リサイクル可能な空き缶、空きビン、ペットボトル、古紙類などについて、事業者自らの責任でリサイクル処理を促進するよう、分別指導に努めます。

また、「大阪府魚腸骨処理対策協議会」にて大阪府域における魚あらの適正処理・リサイクルを推進しており、今後も関係自治体や排出事業者及び収集事業者等と連携して当該事業に取り組みます。

◇行政が進めるリサイクル

- ・職員の意識の向上

職員の意識の向上を図り、公共施設から発生するごみや、イベントの際に発生するごみの減量とリサイクルを推進します。

◇新たな資源化の実施

- ・リサイクル可能なごみの分別及び資源化

新たに分別することにより資源として有効活用できるものについては、先進事例を参考に検討を進めます。

また、再生利用されることが確実な一般廃棄物については、事業者からの要請



に應じて、廃棄物処理法及び同法施行規則による指定制度を活用していきます。

ごみの適正処理を図る

◇効率的・効果的な収集・運搬

- ・効率的な収集運搬

現行体制を踏襲していくことを基本としますが、ごみの排出状況や処理方法にあった効率的な収集運搬に努めます。

◇適正処理

- ・災害廃棄物

災害廃棄物は、災害の規模によって、その処理に数年を要する場合があります。将来にわたって災害廃棄物を適正に処理するためには、災害が起きる前から、環境負荷の低減や資源の有効活用を視野に入れ、応急期、復旧・復興期の各段階において、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量を低減するなどの対策について検討が必要です。

このため、平常時より市内体制の構築等を図るとともに、関係機関との連携・協力のもと、適正かつ迅速な処理に努めます。

- ・中間処理施設

もえるごみ及び粗大ごみの処理は、南河内環境事業組合において適正処理を行います。また、資源ごみについては、民間委託により選別処理を行い、適正に資源化を図ります。

なお、南河内環境事業組合の現有施設の改善や、新設設備の必要性が生じた場合は、組合構成6市町村と組合で十分検討を行い、必要な施設整備を行います。

- ・最終処分場

現在、焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託処分していますが、埋立容量には限りがあることから、今後も組合の処分計画に基づき適正処分に努めます。

住民・事業者・行政の連携による取組み

住民・事業者・行政の三者がそれぞれの段階で可能なことを実践し、またそれぞれの立場で相互に協力することにより、ごみの発生抑制及び再使用・再生利用を推進します。

表 4-3 住民・事業者・行政の役割

基本施策	住 民	事 業 者	行 政
広報・啓発活動の推進	◇広報・啓発事項の認識	◇広報・啓発事項の認識	◇各種媒体を活用した広報・啓発活動の実施
環境教育の推進	◇学習機会の利用	◇学習機会の利用	◇ごみ処理施設や再資源化施設の見学会の実施
生ごみの減量意識向上	◇調理くず、食べ残しなどの削減		◇減量等の啓発活動
事業所ごみの減量		◇減量化計画書の作成と計画の実践	◇事業所の把握と減量化の指導 ◇シール制度の導入検討
簡易包装・マイバッグの普及促進	◇不必要な包装の辞退 ◇マイバッグの使用	◇簡易包装の実施	◇住民及び事業者への協力要請と支援
事業所ごみの処理手数料見直し		◇処理料金の負担	◇事業者が負担すべき経費の設定
家庭ごみの有料化	◇有料化の必要性への理解		◇有料化の必要性を検討 ◇もえるごみの袋制と粗大ごみの申込制の検討
リサイクルひろば	◇リサイクルひろばの積極的活用		◇リサイクルひろばの設置検討
グリーン購入の推進	◇再生品の使用 ◇詰め替え製品や長期使用ができる製品等の選択	◇再生品の使用 ◇再生品の販売 ◇ごみになりにくい製品づくり	◇事務用品等の再生品使用 ◇住民及び事業者への啓発
分別排出の徹底	◇分別排出の徹底		◇排出基準・分別方法の指導
リサイクル活動の促進	◇集団回収の実施		◇集団回収への支援
自己責任によるリサイクルの促進		◇自己処理の促進 ◇分別排出の徹底	◇分別方法の指導
職員の意識向上			◇職員の意識改革
容器包装リサイクル法への対応	◇分別収集への理解と協力		◇住民負担の少ない分別収集体制の検討
リサイクル可能なごみの分別及び資源化	◇新たな対象品目への理解と協力	◇新たな対象品目の検討	◇新たな対象品目の研究
効率的な収集運搬	◇排出ルールへの遵守	◇排出ルールへの遵守	◇効率的な収集運搬体制の整備
中間処理施設			◇適正処理・資源化の実施と施設整備
最終処分場			◇適正処分の実施

